

## 海老名市生産緑地地区指定基準・細目適合確認シート

この確認シートは、生産緑地地区指定に係る事前調査を申し出る農地等が、法令及び市の指定基準に適合しているかについて確認するものです。

次の事項について、「はい」か「いいえ」を選び  を入れてください。

確認事項	所有者	市
<p><b>1</b> 市街化区域内にある農地等である。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/>
<p><b>2</b> 一団の農地等で、300 m<sup>2</sup>以上の規模の区域である。            ※物理的な一体性を有していない場合であっても、(1)～(3)のすべてを満たす農地等である場合は、「例外」を選択してください。            (1)100 m<sup>2</sup>以上の農地等が複数あり、合計で300 m<sup>2</sup>以上となるもの            (2)農地等間の距離が直線で250m以下であるもの            (3)同一の所有者により管理された農地等であるもの</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 例外	<input type="checkbox"/>
<p><b>3</b> 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用がある。            ※具体的には、次のすべてに該当する場合に、「はい」を選択してください。            ○良好な生活環境の確保に寄与する緑地的機能を有している。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/>
<p><b>4</b> 公共施設等の敷地の用に供する土地として適している。            ※公共施設等の敷地とすることができる土地を広く意味するものであり、公共施設等の整備予定がある土地のみに限定するものではありません。具体的には、次のすべてに該当する場合に、「はい」を選択してください。            (1)著しい急傾斜のがけ地ではない            (2)極端な不整形地等ではない</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/>
<p><b>5</b> 一辺が幅員4 m以上の公道に2 m以上接している。            ※上記要件に当てはまらない場合でも、すでに指定されている生産緑地地区に2 m以上辺で接している場合は、「例外」を選択してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 例外	<input type="checkbox"/>
<p><b>6</b> 公道から容易に入ることができる。            ※公道に接する部分のうち2 mの範囲について、高さ0.6 m以上の垣、柵、塀等が設置されていない。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/>
<p><b>7</b> 用排水その他の状況を勘案して、農林漁業の継続が可能な条件を備えている。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/>
<p><b>8</b> 「農地等利害関係人」の全員から、生産緑地に指定することについて、同意を得ることができる。また、「農地等利害関係人」は、生産緑地に指定された後も引き続き農地として適正な管理を行う必要があることを理解している。            ※「農地等利害関係人」とは、農地等について所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人をいいます。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/>

(裏面に続きます)

確認事項	所有者	市
9 農地転用の届出がされた土地ではない。		<input type="checkbox"/>
10 過去に生産緑地であった土地ではない。		<input type="checkbox"/>
11 幹線街路、下水道等の主要な都市施設の整備に支障を及ぼさない。 ※認可された都市計画事業の事業区域に含まれていないことを確認する		<input type="checkbox"/>
12 土地利用の動向、人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、合理的な土地利用に支障を及ぼさない。		<input type="checkbox"/>
13 次のいずれかの項目に該当している。		<input type="checkbox"/>
13-1 海老名市都市マスタープラン、海老名市緑の基本計画等の個別計画に位置付けられている。		<input type="checkbox"/>
13-2 既に指定された2以上の生産緑地地区の一体化、又は既に指定された生産緑地地区の整形化が図られるもの等、一団の農地等で良好な都市環境の形成を図る上で必要と認められるもの		<input type="checkbox"/>
13-3 街区公園に準じる緑地効果が期待できる。		<input type="checkbox"/>
13-4 延焼防止の機能を有するなど、災害対策の観点から効果が期待できる。 ※次のいずれかに該当する農地等である場合は、「はい」を選択してください。 (1)火災の延焼防止等の防災又は減災の効果が認められるもの (2)防災協力農地として登録されているもの (3)地域防災拠点や避難所に隣接することで防災上の機能を高められるもの (4)土砂災害警戒区域内又はそれに隣接する区域		<input type="checkbox"/>

※生産緑地地区指定に係る事前調査依頼書とあわせて提出してください。

(生産緑地地区の指定について)

市街化区域内において適正に管理されている良好な農地等のうち、生産緑地法で定められた要件を満たし、市の基準に該当するものについて、都市計画の手続きを経て、生産緑地地区に指定しています。生産緑地地区の指定までの流れについては以下のとおりです。

- 1 土地所有者は、市に対して「生産緑地地区指定に係る事前調査」の依頼をします。  
市は、生産緑地地区として指定可能な農地等であるかについて、法令や市指定基準をもとに現地調査等を実施し確認します。
- 2 調査の結果、指定可能な農地等であると認められた場合は、土地所有者は、生産緑地地区の指定について市へ申し出ます。
- 3 市は、関係権利者の同意を得た上で、生産緑地地区に係る都市計画決定の手続きを行います。